

生駒市議会規則第 1 号

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 28 日

生駒市議会議長 酒井 隆

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則

生駒市議会会議規則（昭和 46 年 11 月生駒市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条に次の 1 項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第 18 条に次の 1 項を加える。

- 3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第 39 条第 2 項中「提出者の説明又は」を「前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第 82 条の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条第 1 項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第 2 項中「並びに」を「及び」に改める。

第 83 条中「印刷して」を削り、「配布する」を「配布（会議録が電磁的記録

をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する」に改める。

第84条(見出しを含む。)中「掲載しない」を「掲載又は記録しない」に改める。

第85条中「議員」の次に「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を加える。

第86条(見出しを含む。)中「調製」を「作成」に改める。

第102条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第144条中「第39条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項」を「第39条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。